

平成 28年 3月 18日

松山観光バス 株式会社 御中

松山観光バス株式会社 労務管理顧問
運送事業労務コンサルタント
菅野社会保険労務士事務所 菅野 史知

平成 27 年度 松山観光バス株式会社 運輸安全マネジメント実施計画の 検証結果について

春分の候、貴社におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げますとともに、日頃より当事務所に格別のご配所を賜ります事、厚く御礼申し上げます。

さて、貴社の平成 27 年度の運輸安全マネジメント検証結果については、昨年度同様人身事故は 0 件でありましたが、物損事故が 7 件（前年度比 +5 件）との事で、いささか厳しい結果となってしまいました。内訳を見ると、全 7 件中 3 件に関しては同一乗務員が、さらに全 7 件中 2 件に関しても別の同一乗務員が発生させているとの事でしたので、この 2 名に対しては、事故を発生させた状況に潜んでいた危険性の認識、さらにそれらを回避するため乗務員として行うべき安全確認・操作等の再教育を早急に実施し、その内容を他の乗務員にも周知して頂きたいと思います。7 件の事故の中には、貴社が第一当事者とはならないであろうものも含まれておりますが、安全輸送を使命とする以上、これらも出来る限り排除していかなければならない事は言うまでもありません。そして、バス乗務員としての基本を逸脱したとしか考えられない内容のものもあったため、改めて運行前・発信前確認の指導・指示を徹底して頂く事、さらに貴社で定める速度を超過しないよう教育する事も、事故防止の観点から重要かと思います。これら改善策を講じて頂くことにより、次年度は同様の事故が発生しないよう期待しております。

その反面、貴社の組織的な運行管理・労務管理体制が強化され、連絡・報告・指導伺い等が昨年より早めに行えるよう改善された点は評価すべき点であり、私もそれを日々感じているところであります。これらの内部安全管理面の強化から、運行に関する危険や法令違反等をいち早く察知し、それにより未然に防げる事故・違反も多いのではないかでしょうか。連続運転時間・拘束時間オーバー等が数件確認されたようですが、こちらも外的要因がほとんどかと思われますので、今後も「法令順守が輸送の安全の近道」という意識を持ち続け、日程・行程などに不安や懐疑が生じた場合には、これまで通り私にいつでもご相談頂ければと存じます。来年度以降もこの体制の維持を図り、組織的な運輸安全マネジメントを講じて頂きたいと存じます。

今年度のバス事故の発生状況を見ますと、特に年末年始にかけて、車両故障による事故や車両火災などが頻発し、そのような中追い打ちをかけるように、軽井沢で 15 名の死者を生ずるという、近年まれにみる痛ましい事故が発生してしまいました。このような事故の背景には、規制緩和以来、バス事業者間の競争が激化し、結果、安全管理面を疎かにしまったことが大きな原因の 1 つであると言われているのは衆知の通りです。3 年前にも、関越道での大事故をきっかけに道路運送法が大幅に改正され、昨年度も安全経費を担保させるためとの理由で、運賃・料金の見直しが行われております。悲惨な事故が起る都度、国土交通省をはじめとする関係機関も規制に乗り出すことになり、特に今回の軽井沢での事故は、業界のみならず一般社会にも大きな問題として取り上げられてしまい非常に残念に思っております。

そのような中、貴社の安全管理体制は、近隣同業他社の模範となるものであり、今後も運輸安全マネジメントを通し、「輸送の安全」を最優先に業務を遂行して頂きたいと思います。私見ではありますが、これからバス業界は、一定の安全水準を保てない事業者は淘汰されていくような気がしております。そのような状況になったとしても、貴社であれば、顧客から愛され信頼され、今後も地域の旅客運送を担う事業者であり続けられると確信しております。私もバス業界の変化に柔軟に対応し、今後も貴社の事業の継続・発展のため全力でサポートさせて頂きます。